

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、公営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

公営住宅の管理に関する事務では、事務の一部を指定管理者が実施しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるようにさせている。

評価実施機関名

広島県廿日市市長

公表日

令和3年8月6日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法の規定に基づき、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、住宅に困窮する市民に対し低廉な家賃で賃貸している。 行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 (1)入居に関すること。 (2)収入申告に関すること。 (3)市営住宅及び駐車場の減免、収納管理、滞納整理に関すること。 (4)入居後の同居の承認、同居者の異動等、各種申請に関すること。
③システムの名称	総合行政情報システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)入居関係ファイル (2)退居関係ファイル (3)入居者異動関係ファイル (4)滞納整理関係ファイル (5)収入申告関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) ・別表第一(第9条関係)19項 (2)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年) ・第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二の31
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部住宅政策課
②所属長の役職名	住宅政策課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	建設部住宅政策課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	廿日市市建設部住宅政策課 738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9177

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	公営住宅法の規定に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する市民に対し低廉な家賃で賃貸している。 公営住宅法及び行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 (1)入居の募集に関すること。 (2)入居に関すること。 (3)収入申告に関すること。 (4)市営住宅及び駐車場の減免、収納管理、滞納整理に関すること。 (5)入居後の同居の承認、同居者の異動等、各種申請に関すること。	公営住宅法の規定に基づき、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する市民に対し低廉な家賃で賃貸している。 行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 (1)入居に関すること。 (2)収入申告に関すること。 (3)市営住宅及び駐車場の減免、収納管理、滞納整理に関すること。 (4)入居後の同居の承認、同居者の異動等、各種申請に関すること。	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	(1)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) ・別表第一(第9条関係)19項 (2)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年) ・第18条	(1)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号) ・別表第一(第9条関係)19項 (2)行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年) ・第18条	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	未定	実施する	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	—	番号法第19条第7号及び別表第二の31	事後	
平成28年4月1日	部署	建設部都市・建築局住宅営繕課	建設部住宅政策課	事後	
平成28年4月1日	所属長	住宅営繕課長 川野 仁経	住宅政策課長 川野 仁経	事後	
平成28年4月1日	請求先	廿日市市建設部都市・建築局住宅営繕課	廿日市市建設部住宅政策課	事後	
平成28年4月1日	連絡先	廿日市市建設部都市・建築局住宅営繕課 738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9177	廿日市市建設部住宅政策課 738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9177	事後	
平成29年7月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月30日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成29年7月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月30日 時点	平成29年7月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署②所属長の役名	住宅政策課長 川野 仁経	住宅政策課長	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策		新規項目	事後	
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二の31	番号法第19条第8号及び別表第二の31	事前	